日本国政府及びドイツ連邦共和国政府(以下「両締約国政府」 といい、 個別に 「締約国政府」という。)

は、

両 締 約 国政 府の間で交換される秘密の情報が相互に保護されることを確保することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 秘 密情報」とは、 秘密指定の対象となる全ての情報であって、 それぞれの締約国 政府 の関係法令に

報は、 従い、 提供締: その形態のい 約国政 府 かんにかかわらず、 0 国家安全保障のため許可されてい 提供締約国政府 の権限 ない 開 のある当局によって作成され、 示 から保護されるものをいう。 当該権限 秘密情

 \mathcal{O} ある当局の使用のために作成され、 又は当該権限のある当局の管轄の下にあるものとする。

(b) 提供締約国政府」とは、 受領締約国政府に対して秘密情報を送付する(その方式のいかんを問わな

い。)締約国政府をいう。

- (c) 「受領締 約 国政府」 とは、 提供締約国政府から秘密情報の送付を受ける締約国政府をいう。
- (d) 必要な保護の水準を示すためのものをいう。 「秘密指定」とは、 締約国政府によって与えられる識別であって、 情報に与えられなければならない
- (e) される締約国 に定める任務 権 限のある当局」 政 の遂行について国内法令に基づくそれぞれの権限の範囲内で責任を有する当局として指定 府 の機関をいう。 とは、 各締約国 政府により、 秘密情報及び送付済秘密情報の保護並びにこの協定
- (f) は、 付済秘密情 「送付済秘密情 受領締 報 約 の原本を使用して作成する情報を含む。 国政府が受領した時に送付済秘密情報となる。 報 とは、 両締約] 国 政府 の間で直接又は間接に送付される秘密情報をいう。 送付済秘密情報には、 受領締: 約国 秘密 政 府 が 情報 送
- (g) 締 約 「秘密情報取扱資格」 国政府の適当な手続により個人に付与されるものをいう。 とは、 秘密情報及び送付済秘密情報を確実に取り扱うための適格性であって各
- (h) 知る必要」とは、公的に与えられた任務の遂行のために秘密情報及び送付済秘密情報にアクセスす

る必要性をいう。

(i) 「契約者」とは、 送付済秘密情報の使用を伴う契約を履行する個人又は団体(下請契約者を含む。)

をいう。

第二条

送付済秘密情報は、 受領締約国政府の国内法令に従い、 この協定の規定に基づいて保護される。

第三条

が書面により別段 るため、 各締約国政府は、この協定の下での送付済秘密情報の保護に影響を及ぼす自国 他方の締約国政府に通報する。この場合には、 第十九条に規定するところに従って相互に協議する。 の承認を行わない限り、 受領締約国政府の国内法令に従い、 両締約国政府は、 その間、 この協定の可能な改正について検討 送付済秘密情報は、 引き続きこの協定の規定に基 の国内法令の変更につい 提供締 約国 政 府 す

第四条

づいて保護される。

(1) この協定に基づいて送付される秘密情報には、次のいずれかの秘密指定を表示する。

日本国政府にあっては、秘密情報は、 「極秘(機密)」、 「特定秘密(機密)」、 「極秘」、

秘密」又は「秘」と表示される。

ドイツ連邦共和国政府にあっては、秘密情報は、「STRENG GEHEIM」、 「GEHEIM」、「VS-VERTRAULICH」

又は「VS-NUR FÜR DEN DIENSTGEBRAUCH」と表示される。

(2) 表示が物理的に不可能な秘密情報については、提供締約国政府は、 書面により受領締約国政府に対して

当該秘密情報の秘密指定の水準を通報する。

(3)受領締約国政府は、 実行可能な場合には、全ての送付済秘密情報に、 提供締約国政府名及び4)に規定す

る受領締約国政府の対応する秘密指定を表示する。

4 対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	ドイツ連邦共和国
極秘(機密)/特定秘密(機密)	STRENG GEHEIM
極秘/特定秘密	GEHEIM
秘	VS-VERTRAULICH

段 の通報がある場合を除くほか、秘として保護する。対応する秘密指定はないが、ドイツ連邦共和国政府により別 VS-NUR FÜR DEN DIENSTGEBRAUCH

第五条

(1) 国家秘密保持当局は、次のとおりとする。

日本国政府については、外務省

ドイツ連邦共和国政府については、連邦内務建設国土省

(2)国家秘密保持当局は、 この協定の実施及び解釈に関する調整及び連絡のための部局としての役割を果た

す。

(3) 国家秘密保持当局及び権限のある当局は、 その権限の範囲内で、この協定の実施状況を把握する。

(4) 両締約国政府は、 それぞれの締約国政府の権限のある当局を外交上の経路を通じて書面により相互に通

報する。

第六条

- (1) 承認を得ることなく、 受領締約国政府は、 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 第三者に対して送付済秘密情報を提供してはならない。 提供締約国政府の事前の書面による
- (2)て自国 受領締約国政府は、 の秘密情報に与えている保護と同じ水準の保護を与える。 自国の国内法令に従い、送付済秘密情報について、対応する秘密指定の水準に におい
- (3)れ た目的 受領締約国 以外の 政 府は、 目的 のために、 提供締約国 当該送付済秘密情報を使用してはならない。 政府の事 前の書面による承認を得ることなく、 送付済秘密情報が提供さ
- (4)国政 提供 分府に通り 締 約 報する。 国 政 府 は、 受領締約国政府に提供した秘密情報の秘密指定のその後の変更について、 受領締約

第七条

- (1) 利を有しないものとする。 7) か なる政 府 職員も、 階級、 地位又は秘密情報取扱資格のみにより、 送付済秘密情報にアクセスする権
- (2)令に従って秘密情報取扱資格を付与されたもの又は受領締約国政府の国内法令に従いその任務により送付 送付済秘密情報へのアクセスは、 政府職員であって、 知る必要があり、かつ、受領締約国政府の国 |内法

済秘密情報にアクセスする資格を法的に有する個人に対してのみ認められる。

(3)四条に規定する対応する秘密指定に応じて適当なものであることを確保する。 受領締: 約国政府は、 政府職員に対して秘密情報取扱資格を付与する決定が、 自国 の国内法令に従い、

第八条

(1) 又は契約者に対してのみ与えることができる。 る必要が ることを伴う訪 方の締約 あ ŋ, 玉 か 問 政 は、 つ、 府 (の個-当該: 前条及び第十六条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を有する当該 人又は契約者が他方の締 他 方 ?の締約| 国政 府 0 事 前 約 の承認によってのみ行われる。 国政府によって保持されている秘密情報にアクセスす 当該 訪問 \mathcal{O} 承 認は、 個 知 人

(2)て、 は契約者が、 訪 他方 問 \mathcal{O} (の締: 申 請 約 知る必要が は、 国政府 訪問 の関係する権限のある当局に対して提出される。 を行う一方の あり、 か つ、 締 前条及び第十六条の規定に従って必要な水準の秘密情報取扱資格を 約国 政 府 0 関係する権限 のある当局により、 当該申請には、 政 府 訪問、 間 の経 を行う個 路 を通じ 人又

第九条

有することの証明を含める。

秘密情報は、 提供締約国政府の国内法令に従い、 政府間の経路を通じて両締約国政府の間で送付される。

提供 公締約1 国政府は、 全ての秘密情報 の保管、 管理及び秘密保持について、 受領締約国政府が当該秘密情報を

第十条

受領するまで責任を有する。

両 締 約 国 政 府 \mathcal{O} 間で送付されている間の秘密情報の秘密保持に関する最低限の義務は、 次のとおりとす

(a) 文書その他の媒体の形態をとる秘密情報

る。

1 開 密保持袋には、 該文書その他 封を表示する封筒又は秘密保持袋に封入されたものに入れて送付される。 秘 密情 報 は、 の媒体 当該受領予定者の属する組織 封印された又は不正 の秘密指定及び受領予定者の属する組織 な開封を表示する封筒であって、 の住所、 発送者の属する組織の住所及び適当な場合には \mathcal{O} 住所のみを記載し、 別の封印された若しくは不正な 封入された封筒には、 外 側 \mathcal{O} 封 で筒又は 秘 当

2 封入された文書その他の媒体の秘密指定は、 外側の封筒又は秘密保持袋には表示してはならない。

登録番号を記載する。

- 3 政府 秘密情報を入れた包みのために受領証が用意される。 の最終の受領者によって署名され、 提供締約国政府の発送者に返送され 封入された秘密情報の受領証は、 受領締約国
- (b) 装備の形態をとり、 又は装備に含まれる秘密情報
- 1 によって送付され、 るアクセスを防止するために、 秘密情報は、 その内容が識別されることを防止するために、 又は確実に包装され、若しくは保護されるものとし、 継続的な管理の下に置 カ れる。 封印され、 かつ、 許可されていない個人によ 被覆された輸送手段
- 2 区域 クセスするものとする。 秘 に置 密情報 カ れる。 は、 発送を待つ間、 必要な水準 の秘密情報取扱資格を有する許可されている個人の 当該秘密情報 の秘密指定 の水準に応じた保護を与える保護され みが、 当該 以装備に た保管
- 3 領者に引き渡される場合に取得される。 受領証 は、 秘密情報 の管理者が変わる場合にはその都度及び秘密情報が受領締約 全ての受領証は、 提供締約国 [政府の発送者に返送され 国政 府 の最終の受
- (c) 電子的送付
- 1 秘密情報は、 送付されている間、 該当する秘密指定の水準に照らして適当な暗号を使用することに

よって保護される。 送付済秘密情報の処理若しくは保管又は秘密情報の伝達を行うための情報制度の

基準は、 当該情報制度を採用する締約国政府の適当な当局による秘密保持に関する認定を受ける。

2 受領締約国政府は、 送付済秘密情報の受領についての記録を保持する。 当該記録は、 提供締約国政

府が要請した場合には、提供締約国政府に提供される。

第十一条

各締 約国政府は、 送付済秘密情報が保管されている全ての政府の施設の保安に責任を有するものとし、 各

施設に . つ () て、 送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する政府職員を任命することを確保 す

第十二条

る。

受領締約国政府は、 第七条及び第十六条の規定に従い許可されている個人に対してのみアクセスが認めら

れることを確保する方法によって送付済秘密情報を保管する。

第十三条

送付済秘密情報の破壊は、 受領締約国政府の国内法令に従い、 当該送付済秘密情報の全部又は一部の復元

を防止する方法によって行われる。

第十四条

約国政府は、 情報に付されているそれぞれの元の秘密指定の表示についても、 約国政府 受領締約国政府は、 は、 このような複製された送付済秘密情報を送付済秘密情報の原本と同じ管理の下に置く。 複製物の数を公用の目的のために必要とされる数に限定する。 文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報を複製する場合には、 複製し、又は各複製物に表示する。 当該送付済秘密 受領 受領 締 締

第十五条

に対応する受領締 要な水準 の複製物 受領締約国 の数を最 の秘密情 政 府 約国 は、 小限にとどめ、 報取扱資格を有する個人によって行われることを確保する。 政 送付済秘密情報の翻訳が、 府の秘密指定を表示するものとする。 及びその配布を管理する。 知る必要があり、 当該翻訳には、 受領締約国政府は、 か つ、 第七条及び次条の規定に従って必 提供締約 受領締約国 当該翻訳を送付済秘密情 国政 府の 政 府 元の は、 秘 当該 密 指定 翻 訳

第十六条

報の原本と同じ管理の下に置く。

(1)受領締約国政府は、 送付済秘密情報を契約者に対して提供する前に、 自国の国内法令に従い、 次のこと

を確保するために適当な措置をとる。

- (a) いかなる個人も、 階級、 地位又は秘密情報取扱資格のみにより、 送付済秘密情報にアクセスする権利
- (b) を有しないこと。 契約者の施設が、 該当する秘密指定の水準において送付済秘密情報を保護する能力を有すること。
- (c) 水準 送付済秘密情報へ の秘密情報取扱資格を有すること。 のアクセスを認められることとなる全ての個人が、 知る必要があり、 かつ、必要な
- (d) と同 秘密情 様 の方法によって決定されること。 報取 扱資格 の付与が、 第七条(2)及び(3)の規定による政府職員に対する秘密情報取扱資格の付与
- (e) 通知されること。 送付済秘密情報にアクセスする全ての個人が、 送付済秘密情報を保護するための自己の責任について
- (f) 等の受領締約国政府の秘密指定の水準で表示され、かつ、当該原本と同等の保護を受けること。 契約者が送付済秘密情報の全部又は一部を使用して作成する情報が、当該送付済秘密情報の原本と同

- (g) によって保護されることを確保するため、 スが行われる各契約者の施設において、最初の及び定期的な保安検査を実施すること。 受領締約国政府が、 送付済秘密情報がこの協定の関連する規定において求められる方法と同様の方法 送付済秘密情報が保管され、又は送付済秘密情報 へのアクセ
- (h) が、 秘密情報取扱資格を有し、かつ、送付済秘密情報にアクセスすることを許可されている個人の登録簿 各契約者の施設において保持されること。
- (i) ر ح 送付済秘密情報の管理及び保護の責任及び権限を有する個人が、 各契約者の施設において任命される
- (j) 送付済秘密情報が、 第九条及び第十条に規定する方法と同様の方法によって送付されること。
- (k) 送付済秘密情報が、 第十二条に規定する方法と同様の方法によって保管されること。
- (1)が、 文書その 第十三条に規定する方法と同様の方法によって破壊されること。 他 心が媒体 の形態をとり、 又は装備の形態をとり、 若しくは装備に含まれる送付済秘密情報
- (m) 製され、及び管理の下に置かれること。 文書その他の媒体の形態をとる送付済秘密情報が、 第十四条に規定する方法と同様の方法によって複

(n)送付済秘密情報の翻訳が、 前条に規定する方法と同様の方法によって行われ、 かつ、 取り扱われるこ

کے

(2)受領締約国政府は、 提供締約国政府が要請した場合には、 提供締約国政府に対し、①の規定に従ってと

第十七条

られる適当な措置を通報する。

(1) この協定を実施するための補足的な規定を定める手続取決めを作成する。 両締約国 政 府 は、 両締約国 政府の契約者が関与する秘密情報の送付に関し、 この協定に従属し、 かつ、

(2)権限 のある当局は、 その権限 の範囲内で、 この協定に従属し、 カゝ つ、 補足的な規定を定める実施取決め

第十八条

を相互に決定することができる。

(1) るものとし、 提供締約国政府は、 受領締約国政府は、 送付済秘密情報のあらゆる紛失又は漏せつの事実又は疑いについて直ちに通報され 状況を特定するために調査を行う。

(2) (1)に規定する調査の結果及び再発を防止するためにとられる措置に関する情報は、 書面により提供締約

国政府に提供される。

第十九条

この協定、手続取決め及び実施取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、 両締約国政府の間の協議

によってのみ解決されるものとする。

第二十条

るため、 政府 相互訪問を通じて促進することができる。 この協定に定める秘密保持に関する義務の履行については、 の秘密保持に係る代表者は、 それぞれ の秘密保持の手続について議論し、 それぞれの秘密保持制度が合理的な程度に同等のものとなることを達成す したがって、 及びその実施を視察することを目的として、 両締約国政 両締約国政府の秘密保持に係る代表者による 分府がは 相互に同意する場合には、 各締約 他方の締 国

第二十一条

約国政府

の施設を訪問することを許可される。

各締約国政府は、 自国 の国内法令に従い、 かつ、毎年の予算の範囲内で、この協定に基づく自国の義務の

履行において生ずる自己の費用を負担する。

第二十二条

- (1) この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- (2)この協定は、 両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。
- (3) この協定は、 (4)の規定に基づいて終了しない限り、無期限に効力を有する。
- (4)に他方の締約国政府に対して書面による通告を与えることにより、この協定を終了させることができる。 いずれの一方の締約国政府も、この協定の効力発生の日から十年を経過した後はいつでも、 百八十日前

いずれの一方の締約国政府も、 この協定が終了する場合には、この協定の終了により生ずる問題に関する

協議を書面により要請することができる。

協定の規定に従って保護される。

(5) この協定の終了の後においても、 この協定に従って提供された全ての送付済秘密情報は、 引き続きこの

二千二十一年三月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を作

成した。 日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

ドイツ連邦共和国政府のために

日本国政府のために